

さくら市開発行為に係る土地の受益者負担金等の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この企業管理規程は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及びさくら市土地開発指導要綱（平成17年さくら市告示第98号。以下「指導要綱」という。）の規定による許可を受けた開発行為者が当該開発区域の下水道施設を公共下水道に接続しようとする場合における公共下水道事業受益者負担金及び排水区域外の下水に係る公共下水道の接続協力金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この企業管理規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 法第4条第12項に規定する開発行為（法第29条ただし書の規定に該当するものを除く。）及び指導要綱第3条の適用を受ける開発行為のうち居住の用に供するものをいう。
- (2) 開発区域 開発行為を行う土地の区域をいう。
- (3) 下水道施設 下水（生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する排水）を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（灌漑排水施設を除く。）で、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備を除いたものをいう。
- (4) 権利者 開発行為を行った者及び開発区域内の土地の所有者並びに下水道施設についての権利を有する者をいう。
- (5) 条例 さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年さくら市条例第163号）をいう。
- (6) 条例施行規程 さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成30年さくら市企業管理規程第5号）をいう。
- (7) 負担金等 条例第1条に規定する負担金及びさくら市排水区域外の下水に係る公共下水道の接続使用取扱要綱（平成30年さくら市企業管理規程第9号）第4条に規定する協力金をいう。
- (8) 管理者 下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (9) 移管 下水道施設の所有権を管理者に無償で譲り渡すことをいう。

(額の算定)

第3条 開発区域に賦課される負担金等は、権利者が移管する下水道施設の設置工事に要した額を差し引いた額とする。

2 前項の設置工事に要した額が当該開発区域に賦課される負担金等の額を超えるときは、全額減免とする。

(手続)

第4条 この企業管理規程に規定する負担金等の減免を受けようとする者は、公共下水道事業負担金減免申請書（条例施行規程様式第8号）に減免の対象となる土地の範囲及び地積等

が記載された次に掲げる図書を添付し、下水道施設の着工前に管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 地積図
- (3) 下水道施設配置図
- (4) その他必要な資料

2 管理者は、権利者から前項の申請書が提出されたときは、その適否を決定し、当該決定した結果を公共下水道事業負担金減免決定通知書（条例施行規程様式第9号）により当該権利者に通知する。

3 前項の規定により負担金等の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、速やかに公共下水道事業負担金減免消滅届（条例施行規程様式第10号）により管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、前項の届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めたときは、公共下水道事業負担金減免取消通知書（条例施行規程様式第11号）により当該権利者に通知するものとする。

5 権利者は、下水道施設の設置工事が完了したときは、完了してから30日以内に公共公益施設等の維持管理引継書（指導要綱様式第16号）を管理者に提出し、移管しなければならない。

（遡及適用）

第5条 この企業管理規程を適用する日より前に指導要綱の規定による許可を受けたものについては、遡って適用しない。

2 開発区域内における負担金等を既に納付している場合は、これを還付しない。

（その他）

第6条 この企業管理規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この企業管理規程は、令和2年4月1日から適用する。